

行政法モデル案について

総論

- 1 「コア・カリキュラム策定の基本的な考え方」の全体に通じて言えることでもあるが、行政法分野においても、授業で取り扱う事項と自習に委ねられる事項を、一応の目安としてであり、提示すべきである。この作業はきわめて困難な作業となるが、未習者教育の視点からは、3年コースの一年次において習得すべき事項を挙げ、授業で取り扱う事項と自習に委ねられる事項の区別を示す努力が必要である。
- 2 「コア・カリキュラムにおける各項目の設定のあり方」のうち、「分野間における調整」に関しては、公法系内部の問題だけでなく、全ての科目を合計した全体の量の問題にも意が払われるべきである。
- 3 「判例」は最高裁判決か、重要な最高裁判決か、できれば判決の範囲は明示していただいた方が適切である。学生は各分野で大量の判決と向き合っており、不可能を強くないようにしなければならぬ。
- 4 行政法「カリキュラム編成の趣旨」については、概ね適切である。

ただ、それぞれの能力を求める項目の数に着目すると、それぞれ、およそ、21項目、184項目、44項目であり、総じて深い理解を求めるものとなっている。「具体例を挙げて詳しく説明することができる」ことが求められる、「具体例を挙げて説明することができる」が184項目に上ることは、行政法学習のミニマムスタンダードとして適切であるか再検討が必要と思われる。また、「具体的事案を素材に、個別法や事実関係を分析して検討することができる」ことが求められている項目も（「具体的事案に即して検討することができる」）、44項目にも上り、過重な要求ではないか、検討を要する。

さらに、「代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。」ことを求めているのは42項目、「代表的な判決例を挙げて説明することができる。」2項目で、過度に判決についての知識を求めているとは言えないが、個別の項目を精査して、適切な項目の数を目指すべきである。

各論

以下、問題となる点を指摘する。

第1章 行政過程の全体像

第1節 基本的概念

— 法治主義（法の支配・法治国原理・法治国家）と民主主義の関係について、具体例を挙げて説明することができる。—

（削除）

「具体例を挙げて」どのように説明すべきかが曖昧であるとともに、憲法の中で取り組むべきである。

— 司法権の意義について、法律上の争訟（裁判所法3条）に関連づけながら、具体例を挙げて説明することができる。—

（削除）

基本的には、憲法の中で対応すべきである。なお、第6章第1節において「法律上の争訟」の意味を理解していることは求めてよい。

いわゆる客観（的）訴訟の特色を理解している。

（修正）

「具体例を挙げて」、いわゆる客観（的）訴訟の特色を理解しているとすべきである。

第2節 主要な行為形式

1-2-1 行政処分

— 行政処分の根拠規定とはなにかを、具体例を挙げて説明することができる。—

（削除）

いかなる内容を求めているのか必ずしも明確でない。

行政処分のなかに、適法な実力行使が含まれることを、具体例を挙げて説明することができる。

行政処分概念が、行政手続法、行政事件訴訟法、行政不服審査法においてどのように用いられているかを、条文に即して説明することができる。

行政処分と行政行為の概念的な異同を理解している（なお、いわゆる行政行為の分類論としての法律行為的行政行為、準法律行為的行政行為、許可・特許・下命・認可等の分類は含まない）。

（修正）

上記3項目は、行政処分概念の中で重なり合う部分を、整理すべきである。

1-2-2 委任立法

委任立法及び法規命令（委任命令、執行命令）の概念を、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「委任立法及び法規命令の概念を理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

委任規定とはなにかを、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

委任規定の何かを理解しており、具体的事例において判別できる。

政令、省令、規則及び告示の諸形式の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

政令、省令、規則及び告示の諸形式の意義を理解しており、具体的事例において判別できる。

~~政令、省令、規則及び告示の諸形式と、委任立法及び法規命令の概念との関係を、具体例を挙げて説明することができる。~~

(削除)

通達、審査基準・処分基準、解釈基準・裁量基準について、それらが委任立法ないし法規命令と区別されるべき理由、及びそれらの行政実務における意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

通達、審査基準・処分基準、解釈基準・裁量基準について、それらが委任立法ないし法規命令と区別されるべき理由、及びそれらの行政実務における意義について理解しており、具体的事例において判別できる。

1 - 2 - 3 契約

行政処分、行政契約及び委任立法の異同を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「行政処分、行政契約及び委任立法の異同を理解し、具体的事例において判別することができる」でよい。

国及び地方公共団体がどのような場面で契約を利用しているか、具体例を挙げて説明することができる（なお、国及び地方公共団体の契約締結過程についての会計法・地方自治法上の特別な規律は含まない）。

(修正)

「行政処分、行政契約及び委任立法の異同を理解し、具体的事例において判別することができる」でよい。

第3節 行政過程（その1）：許認可等の諸制度

1 - 3 - 1 許認可・命令・届出制

上記の各行政過程において、行政処分、委任立法及び契約がどのように用いられているかを、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「上記の各行政過程において、行政処分、委任立法及び契約がどのように用いられているかを理解し、具体的事例において判別できる。」でよい。

1 - 3 - 2 行政指導

上記1 - 3 - 1の行政過程において、行政指導がどのように用いられているか、またなぜ用いられるのかを、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「上記1 - 3 - 1の行政過程において、行政指導がどのように用いられているか、またなぜ用いられるのかについて理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

個別法に行政指導が規定されることがある理由を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「個別法に行政指導が規定されることがある理由について理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

1 - 3 - 3 行政調査

上記1 - 3 - 1の行政過程において、どのような行政調査をする権限がどの行政職員にあるのかを、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「上記1 - 3 - 1の行政過程において、どのような行政調査をする権限がどの行政職員にあるのかについて理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

行政調査と行政処分の異同を、具体例を挙げて説明することができる（法律の根拠の要否を含む）。

(修正)

「行政調査と行政処分の異同について理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

行政調査のうち犯則調査が有する特徴を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

1 - 3 - 4 行政計画

上記1 - 3 - 1の行政過程において、行政計画がいかなる意義をもつか、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「上記1 - 3 - 1の行政過程において、行政計画がいかなる意義をもつかについて理解しており、具体的事例において判別できる。」でよい。

行政計画と、委任立法(法規命令等)や行政処分との間の異同を、具体例を挙げて説明することができる(法律の根拠の要否を含む)。

(修正)

「理解している」でよい。

第4節 行政過程(その2):義務違反に対する措置

1 - 4 - 1 行政上の義務違反に対する強制執行

~~行政上の強制執行の過程において行政処分がどのように用いられているかを、具体例を挙げて説明することができる(法律の根拠の要否を含む)。~~

(削除)

項目の趣旨が必ずしも明確ではない。

~~いかなる行政機関がいかなる場合に行政代執行をおこなうことができるのかを、具体的事案に即して検討することができる。~~

(削除)

~~いかなる行政機関がいかなる場合に強制徴収をおこなうことができるのかを、具体的事案に即して検討することができる。~~

(削除)

項目の趣旨が必ずしも明確ではない。

1 - 4 - 2 行政上の義務違反に対する制裁

行政上の義務違反に対する非刑事的(行政的)制裁の過程において、行政処分がどのように用いられているかを、具体例を挙げて説明することができる(法律の根拠の要否を含む)。

(修正)

「行政上の義務違反に対する非刑事的(行政的)制裁の過程において、行政処分がどのように用いられているかについて理解しており、具体的事例において判別できる」でよい。

第5節 行政過程の手続的規律

1 - 5 - 1 憲法上の適正手続論と行政手続法

行政処分をおこなう際に求められる憲法上の適正手続の内容及び憲法上の根拠について、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に代表的な最高裁判決を説明できればよいので、「行政処分をおこなう際に求められる憲法上の適正手続の内容及び憲法上の根拠に関連する代表的な最高裁判決について、説明することができる。」でよい。

行政調査(犯則調査を含む)について求められる憲法上の適正手続とはどのようなものであるかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に代表的な最高裁判決を説明できればよいので、「行政調査(犯則調査を含む)について求められる憲法上の適正手続とはどのようなものであるかに関連する代表的な最高裁判決について、説明することができる。」でよい。

行政手続法における適正手続規定と行政運営的規定の違いを、具体例を挙げて説明することができる。

(削除か修正)

趣旨が必ずしも明確ではない。

1 - 5 - 2 行政過程(その1)と行政手続法

行政手続法における「申請に対する処分」の概念について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該概念について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

行政手続法における「不利益処分」の概念について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該概念について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「申請に対する処分」に関して行政手続法が定める審査基準に関する規定の趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「申請に対する処分」及び「不利益処分」に関して行政手続法が定める理由提示に関する規定の趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「不利益処分」に関して行政手続法が定める処分基準に関する規定の趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「不利益処分」に関して行政手続法が定める聴聞及び弁明機会付与の規定に共通する趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「不利益処分」に関して行政手続法が定める聴聞及び弁明機会付与の使い分けの基準について、具体例(個別法による変更を含む)を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該使い分けの基準について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「申請に対する処分」に関して行政手続法が定める標準処理期間の規定の趣旨について、具体例(個別法による変更を含む)を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「申請に対する処分」に関して行政手続法が定める標準処理期間の規定と、行政不服審査法における不作為に関する審査請求、及び行政事件訴訟法における不作為違法確認訴訟との関係について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定と・・・及び行政事件訴訟法における不作為違法確認訴訟との関係について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「申請に対する処分」に関して行政手続法が定める審査及び応答に関する規定の趣旨について、受理行為の位置づけを含めて、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について、受理行為の位置づけを含めて理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「届出」に関して行政手続法が定める手続規律を、「申請に対する処分」に関する手続規律との異同の視点から、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規律について、「申請に対する処分」に関する手続規律との異同の視点から理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

行政手続法における「行政指導」の概念を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該概念について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

「行政指導」に関する行政手続法の各規定の趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該規定の趣旨について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

行政手続法における「命令等」の概念を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該概念について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

第6節 行政組織

1-6-2 行政組織と権限

—行政組織を構成する単位である行政機関の種類として、行政庁・補助機関・諮問機関・執行機関を区別することの意義を、具体例を挙げて説明することができる。—

—行政機関の権限に関する委任・代理・専決の異同を、具体例を挙げて説明することができる。—

—行政組織内部における行政機関の相互関係（上級機関の指揮監督権、対等機関の関係など）の特色を理解している。—

—普通地方公共団体の事務が、地方自治法においてどのように定められているかの概要を理解している。—

—国と地方公共団体の関係のうち、地方自治法が定める国の関与の在り方の特色を理解している

（削除が修正）

ミニマムスタンダードとしての行政法という視点から、項目自体を削除することも検討すべきである。

項目として残すのであれば、「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「挙げられている概念について理解しており、具体的事例において判別することができる」でよい。

1-6-4 国及び地方公共団体以外の組織による行政活動

—独立行政法人等情報公開法などを参考に、独立行政法人の特色を理解している。—

—地方公共団体以外の公共団体の具体例を理解している。—

—国又は公共団体（行政主体ないし行政体）による行政のみならず、私人による行政が存在することを、具体例を挙げて説明することができる。—

（削除）

ミニマムスタンダードとしての行政法という視点から、項目自体を削除することも検討すべきである。

第2章 行政処分の実体的違法事由の検討能力

第1節 行政処分の違法事由としての法令違反

2-1-1 法令解釈の方法

行政処分の要件及び内容等に関する規定の文理解釈、目的解釈ないし趣旨解釈、合憲限定解釈等の法令解釈方法について、具体例を挙げて説明することができる。

（削除も検討）

法令解釈方法の全般の問題としてとらえれば、必ずしも行政法分野で対応しなければならないものではない。

裁判所が法令解釈をするにあたって、行政機関によって設定された解釈基準がもつ意義を、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該解釈基準が持つ意義について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

行政処分の要件及び内容に関する規定、定義規定、目的規定等の意味をどう解すべきかを、具体的事案に即し適切な法令解釈方法を用いて検討することができる。

（削除）

このこと自体は当然の目標であり、この表記は、ミニマムスタンダードという形にならない。

2-1-2 法令違反

行政庁が主張する行政処分の理由を、具体的事案に即して、事実、法令解釈、及びその適用に分けて示すことができる。

（修正）

「事実」は、行政処分の理由とされた「（認定された）事実」というのが正確である。

行政庁が法令解釈又はその適用を誤ったかどうかを裁判所がどのように審査しているかについて、具体的な判決例を挙げて説明することができる（付近住民や既存事業者の不同意のみを理由としてなされた行政処分が違法とされる事例、考慮義務のある事情が考慮されていない行政処分が違法とされる事例、法令の文言の意味を誤って解釈してなされた処分が違法とされる事例、正当理由の有無等について具体的事案に照らしての判定を誤った事例などを含む）。

（修正）

端的に、（ ）内の事例を説明できるとすべきである。

行政庁による法令解釈の誤り又はその適用の誤りがないかどうかを、具体的事案に即して検討することができる。

（削除）

このこと自体は当然の目標であり、この表記は、ミニマムスタンダードという形になじまない。

第2節 行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如

2-2-1 行政裁量と法令解釈

要件裁量及び効果裁量の概念を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

別項として、「行政処分の要件・効果等の判断のどの部分に、なぜ行政裁量が認められるべきか(または認められるべきではないのか)を、具体的事案に即して検討することができる。」があるので、「理解している」でよい。

2-2-2 裁量判断の合理性欠如

裁量判断の合理性が欠如しているかどうかを裁判所が審査するにあたって、行政機関によって設定された裁量基準がもつ意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」までの必要はなく、「当該裁量基準がもつ意義について理解しており、具体的事例において判別することができる。」でよい。

第3節 行政処分の違法事由としての委任立法(委任命令)の限界

2-3-2 委任命令の違法無効

委任命令が委任の趣旨を越えているかどうかを裁判所がどのように審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に、「委任命令が委任の趣旨を越えているかどうかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。」でよい。

第4節 行政処分の違法事由としての自主条例の限界

自主条例(独自条例)の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

自主条例(独自条例)と委任条例(法律に根拠のある条例)の異同を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「自主条例(独自条例)と委任条例(法律に根拠のある条例)の異同を、具体的事案に即して検討することができる。」でよい。

第3章 行政処分の手続的違法事由の検討能力

第1節 行政処分の違法事由としての手続違反

3-1-1 手続違反(手続的瑕疵)の発見

理由提示が義務づけられる場合に、その違反があったかどうかを裁判所がどのように審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に「理由提示が義務づけられる場合に、その違反があったかどうかについて、代表的な最高裁判決を説明することができる。」でよい。

聴聞・弁明機会付与など反論の機会が義務づけられる場合に、その違反があったかどうかを裁判所がどのように審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に「聴聞・弁明機会付与など反論の機会が義務づけられる場合に、その違反があったかどうかについて、代表的な最高裁判決を説明することができる。」でよい。

審査基準を定め公にすることが義務づけられる場合に、その違反があったかどうかを裁判所がどのように審査しているかについて、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

端的に「審査基準を定め公にすることが義務づけられる場合に、その違反があったかどうかについて、判決例を説明することができる。」でよい。

いわゆる準司法的手続の概要を理解している。

(削除)

ミニマムスタンダードという意味からは削除すべきである。

3-1-2 手続違反と処分違法の関係

手続違反を理由とする取消判決の効力について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

第2節 行政処分の違法事由としての行政調査

犯則調査によって得られた証拠を用いて行政処分がなされた場合、そのことを理由に行政処分が違法とされるかどうかについて、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「犯則調査によって得られた証拠を用いて行政処分がなされた場合、そのことを理由に行政処分が違法とされるかどうかについて理解し、具体的事例において判別することができる。」でよい。

第4章 行政上の不服申立制度の運用能力

第1節 行政不服審査法

4-1-1 不服申立ての権利

行政不服審査法に基づく異議申立て、審査請求、再審査請求の間の異同について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「各概念の異同について理解し、具体的事例において判別することができる。」でよい。

行政不服審査法に基づく処分または不作為についての不服申立てをするための要件について、処分性、申立人適格、申立期間、及び審査請求中心主義の観点から、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文を挙げて(に即して)説明することができる」でよい。

行政不服審査法における適用除外、行政手続法27条2項、個別法令における適用排除や修正について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「・・・適用排除や修正について、具体的事例において検討することができる。」でよい。

4-1-2 裁決(決定)の種類、効力、仮の救済等

行政不服審査法における裁決と決定の異同を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文に即して、説明することができる」でよい。

行政不服審査法における裁決と決定の種類(認容・却下・棄却の裁決・決定のほか、事情裁決・決定)について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文に即して、説明することができる」でよい。

行政不服審査法における認容の裁決・決定の内容(取消し・撤廃・変更ないし修正)について、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文に即して、説明することができる」でよい。

審査庁(裁決庁)が上級庁である場合とそうでない場合とで、行政不服審査法上、裁決の内容に違いがありうることに、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文に即して、説明することができる」でよい。

行政不服審査法の定める仮の救済について、行政事件訴訟法のそれとの異同を説明することができる。

(修正)

「条文に即して、説明することができる」でよい。

第2節 裁決(決定)の違法事由

いわゆる不可変更力の概念について、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

「不可抗力の概念について、理解している」でよい。

裁決手続(口頭意見陳述の機会、閲覧請求権、理由付記)の違反があったかどうか、及びそれが裁決取消事由になるかどうかについて、具体的事案に即して検討することができる。

(削除)

ミニマムスタンダードの視点から削除すべきである。

第5章 抗告訴訟の運用能力

第1節 取消訴訟の訴訟要件

5-1-1 処分性（取消訴訟の対象性）

行政事件訴訟法3条1項における処分性の有無がなぜ問題となるかを、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

趣旨がわかりにくい。具体例を挙げて、どう説明することを求めているのかが分かりにくい。

5-1-2 原告適格

行政事件訴訟法9条1項における原告適格の有無がなぜ問題となるかを、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

趣旨がわかりにくい。具体例を挙げて、どう説明することを求めているのかが分かりにくい。

5-1-4 取消訴訟の訴訟手続的要件

不服申立てと取消訴訟の関係のうち、自由選択主義と裁決前置主義の意味について、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「当該主義の意味について、具体的事例において判別することができる。」でよい。

不服申立てと取消訴訟の関係のうち、裁決主義の意味について、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「具体例を挙げて説明することができる」必要はなく、「当該主義の意味について、具体的事例において判別することができる。」でよい。

第3節 取消訴訟の本案審理

5-3-1 違法事由の主張

原処分主義と裁決主義の異同を、取消訴訟における違法事由の主張の観点から、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「理解している」でよい。

原告の主張しうる違法事由が主観的違法事由に限定されることの根拠を、具体例を挙げて説明することができる。

（削除）

ミニマムスタンダードという視点からは削除すべきである。

5-3-2 理由の差替え

取消訴訟において被告による理由の差替えが限定されうる根拠について、代表的最高裁判決を挙げて説明することができる（なお、違法行為の転換は含まない）。

（修正）

最高裁判決が「理由の差し替えケース」を網羅しているとは言えないので、「代表的な最高裁判決を参照しながら、説明することができる」の方が適切である。

第4節 取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度

5-4-2 取消訴訟の教示制度

行政事件訴訟法上の教示がなされなかった場合、及び教示が誤ってされた場合の救済について、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「条文に即して説明することができる」でよい。

第6節 不作為違法確認訴訟

不作為違法確認訴訟における不作為といわゆる規制権限の不作為の異同を、具体例を挙げて説明することができる。

（修正）

「具体例を挙げて」よりも、「最高裁判決を挙げて」がよい。

第7節 義務付け訴訟及び差止訴訟

5-7-1 義務付け訴訟の訴訟要件と本案主張

判決について申請型義務付け訴訟を提起するときに関する行政事件訴訟法37条の3第7項の趣旨を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「条文に則して説明することができる」でよい。

第8節 抗告訴訟における仮の救済

5-8-1 執行停止

行政事件訴訟法における執行不停止原則の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「意義を理解している」でよい。

行政事件訴訟法における執行停止申立制度の存在意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「意義を理解している」でよい。

5-8-2 仮の義務付け及び仮の差止め

仮の義務付けの申立制度の存在意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

仮の差止めの申立制度の存在意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

第6章 公法上の当事者訴訟の運用能力

第1節 行政事件訴訟法4条後段のいわゆる実質的当事者訴訟

6-1-1 実質的当事者訴訟の訴訟要件と本案主張

実質的当事者訴訟における給付の訴えと確認の訴えの違いを、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」あるいは、具体例を求めずに「説明することができる」でよい。

改正行政事件訴訟法が確認訴訟を明示した趣旨を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」あるいは、具体例を求めずに「説明することができる」でよい。

6-1-2 抗告訴訟と実質的当事者訴訟の関係

処分性の判定の場面において、取消訴訟と実質的当事者訴訟の得失をどう考えるべきかについて、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

処分性の判定以外の場面において、抗告訴訟(とりわけ処分差止訴訟)と実質的当事者訴訟の得失をどう考えるべきかについて、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

第2節—行政事件訴訟法4条前段のいわゆる形式的当事者訴訟(不要)

~~—形式的当事者訴訟の具体例を、個別法の条文に即して説明することができる。~~

~~—形式的当事者訴訟と取消訴訟をどう使い分けるべきかについて、具体例を挙げて説明することができる。~~

(削除)

ミニマムスタンダードという視点から、削除すべきである。

第4節 抗告訴訟・当事者訴訟と民事訴訟の比較

私人が国又は地方公共団体に対して提起する民事訴訟として、どのようなものが考えられるかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる(国家賠償請求訴訟を除く)。

(修正)

「代表的な最高裁判決を挙げて」ではなく、「具体例を挙げて」でよい。

国又は地方公共団体が私人に対して提起する民事訴訟として、どのようなものが考えられるかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

「代表的な最高裁判決を挙げて」ではなく、「具体例を挙げて」でよい。

上記の各民事訴訟と、行政事件訴訟法45条にいう争点訴訟との異同について、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

「代表的な最高裁判決を挙げて」ではなく、「具体例を挙げて」でよい。

国又は地方公共団体が私人に対してどのような公法上の当事者訴訟を提起することが認められるかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

(修正)

「代表的な最高裁判決を挙げて」ではなく、「具体例を挙げて」でよい。

第7章 国家賠償法に基づく不法行為責任の検討能力

第1節 国家賠償責任の構造

7-1-1 国家賠償法の責任原理

国家賠償法3条(費用負担者の賠償責任)の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「代表的な最高裁判決を挙げて」とするのがよい。

7-1-2 民法の不法行為との使い分け

国家賠償法(1条・2条)が適用される場合と、民法の不法行為規定が適用される場合との振り分け基準を、条文に即して説明することができる。

国家賠償法1条にいう「公権力の行使」及び「公務員」の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

国家賠償法1条にいう「職務を行うについて」の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

国家賠償法2条にいう「公の営造物」の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

国家賠償法4条(民法の適用)の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

国家賠償法5条(他の法律の適用)の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

(修正)

「具体例を挙げて」よりも、「代表的な最高裁判決を挙げて」の方がよい。

第3節 国家賠償法2条における瑕疵の諸類型

国家賠償法2条の瑕疵の意義に関する道路と河川の間の違いについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明することができる。

順序として、最後が適切である。

第8章 損失補償請求権の検討能力

第2節 損失補償の請求手続

個別法における損失補償額をめぐる争訟手続規定の趣旨を、条文に即して説明することができる。

(削除)

ミニマムスタンダードの視点から削除すべきである。

以上